

第3章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

労働力調査では、調査事項の変更等に伴う時系列の接続、基準人口の切替え、産業分類や季節調整値の改定等、結果を見る際に注意すべき点が幾つかある。本章では、時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点について解説する。

1 時系列結果の接続

(1) 調査事項の変更等による遡及改定に関する注意点

労働力調査の時系列結果は、最も長い系列で1953年1月まで遡及可能^{注1)}である。なお、1953年以後、調査事項、概念の定義、標本設計、基準人口などの変更に伴い、過去の数値の遡及改定をこれまでに7回行っている^{注2)}。

ア 遡及改定1回目（1956年1月の変更）

1956年1月に比推定用ベンチマーク人口の算出方法を変更し、さらに、1957年5月に基準人口を1955年国勢調査1%抽出結果に切り替えた。これらに伴い生じた断層を調整するため、1953年1月から1957年4月までの期間を含む数値を遡及改定した。この遡及改定の結果は『労働力調査改算結果報告』（1957年11月刊）にまとめている。

イ 遡及改定2回目（1959年1月の変更）

1959年1月には、労働力人口に含める年齢をそれまでの14歳から現行の15歳以上へ変更したことにより遡及改定を行った。この改定の際に『15歳以上人口による労働力調査結果1953年1月－1958年12月』（1959年8月刊）を刊行している。

ウ 遡及改定3回目（1961年10月の変更）

1961年7～9月に標本の規模を約2倍に拡大するとともに、調査票の様式及び推計方法を改正し、10月分から新手法による結果を公表した。これを9月分以前の結果と比較可能にすると同時に、15歳以上男女別人口の基準改定による断層（1959年5月と6月、1960年12月と1961年1月、1961年9月と10月）等の影響を補正するため、1953年1月以降の数値を遡及改

注1) 結果の遡及が調査開始の1946年9月までではなく、1953年1月までにとどめられた理由は、1952年11月から行われた標本設計の改正（層化3段抽出から層化2段抽出への変更等）によって生じた断層が修正できなかったことによるためである。また、1953年1月から3月までの数値には、標本設計改正（1952年11月～1953年3月）の影響があり、1953年4月以降の数値との比較には注意を要する。

注2) 1952年11月以前も、我が国の実情により合ったものとするため、調査事項、諸概念の定義、標本設計等をしばしば変更した。このような変更により生じた時系列上の断層を補正し、当時の時系列の数字をまとめたものとして、『労働力調査総合報告書』（1952年11月刊）、『第2回労働力調査総合報告書』（1955年3月刊）がある。前者には、1947年7月から1952年4月までの時系列データ、後者には、1952年1月から1954年12月までの時系列データを掲載している。

定した。この改定の際に『労働力調査改算結果報告 1953年1月～1961年9月』（1963年3月刊）を刊行している。

エ 遡及改定4回目（1967年9月の変更）

1967年9月には、実地調査の方法を調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替えた。これに伴い、調査票の質問形式を大幅に変更したことから、結果数値に時系列上の変化が生じた。このため、改正前の系列について時系列接続用の数値を作成し、1967年以降との接続の便を図った。この改定の結果は、報告書としては特に刊行していないが、1968年報以降の年報に一部掲載している。

オ 遡及改定5回目（1978年1月の変更）

1977年12月までは、1975年国勢調査1%抽出集計結果を基準人口として用いていたが、1978年1月から1975年国勢調査全数集計結果を基準人口とした。この確定人口による補正により、1970年10月から1977年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である1977年以前の報告書の数値とは異なる。

カ 遡及改定6回目（2012年1月の変更）

2011年12月までは、2005年国勢調査結果を基準人口として用いていたが、2012年1月から2010年国勢調査結果を基準人口とした（詳細は下記（2）参照）。この切替えに伴う変動を考慮し、2005年10月から2011年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である2011年以前の報告書の数値、ホームページ及びe-Statの結果原表並びにデータベースの数値とは異なる。

キ 遡及改定7回目（2017年1月の変更）

2016年12月までは、2010年国勢調査結果を基準人口として用いていたが、2017年1月から2015年国勢調査結果を基準人口とした（詳細は下記（2）参照）。この切替えに伴う変動を考慮し、2010年10月から2016年12月までの期間を含む数値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である2016年以前の報告書の数値、ホームページ及びe-Statの結果原表並びにデータベースの数値とは異なる。

<参考>

ホームページ及びe-Statの長期時系列データは、上記の遡及改定を反映したデータの整備を行っているが、結果原表及び付随するデータベースは遡及改定を行っていない。また、刊行物で利用可能なものは下表のとおり

りである。

期 間	利用可能な刊行物	備 考
1953～1961年	<ul style="list-style-type: none"> 『労働力調査改算結果報告 1953年1月～1961年9月』1963年3月刊行 ・1963年以降の年報* 	1956年、1959年及び1961年の調査改正による断層を補正（上記ア～ウ）
1962～1966年	<ul style="list-style-type: none"> ・1963年以降の年報* 	
1967～1969年 （～1970年9月）	<ul style="list-style-type: none"> ・1968年以降の年報* 	1967年9月の調査改正による断層があるため、1967年平均については、改正後に補正した数値を作成（上記エ） なお、1967年報は暫定的な数値
1970～1977年 （1970年10月～1977年12月）	<ul style="list-style-type: none"> ・1978年以降の年報* 	1978年1月に基準人口を1975年国勢調査全数集計結果に変更したことによる補正（上記オ）
1978～2004年	<ul style="list-style-type: none"> ・1978年以降の年報* 	
2005～2011年	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年以降の年報* 	2012年1月に基準人口を2010年国勢調査に変更したことによる補正（上記カ）
2010～2016年	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年以降の年報* 	2017年1月に基準人口を2015年国勢調査に変更したことによる補正（上記キ）
2017年～	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年以降の年報* 	

※〈参考〉年報（報告書）の表題の変遷

1963～1967年：労働力調査報告（〇年年平均分）

1968～1975年：労働力調査報告（〇年年報）

1976年～：労働力調査年報（〇年）

(2) 基準人口の切替えに伴う注意点

労働力調査では、結果の推計（比推定）に当たり、推計人口をベンチマーク人口として利用している（詳細については第7章参照）。このため、国勢調査の確定人口に基づく最新の推計人口（新基準）へ基準人口を切り替えることに伴い、結果数値には5年ごとに変動が生じる。この切替えに伴う変動の影響が大きいと考えられる場合は、上記(1)のとおり遡及改定を行っている。

直近では、2017年1月分（詳細集計は同年1～3月期平均）結果から基準人口を、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口から2015年国勢調査確定人口に基づく推計人口に切り替えた。この切替えに伴う変動（15歳以上人

口では約35万人の増加)を考慮し、2010年10月から2016年12月までの期間を含む数値については、2017年以降の結果と接続できるように、主要な数値について遡及改定を行った。

なお、基準人口の切替えは、1982年以降、5年ごとに行っており、それ以降の切替えに伴う変動は次表のとおりである。

基準人口の切替え等による変動分(基本集計)(推計;概数)[単位 万人,ポイント]

	15歳以上人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	完全失業率
1982年1月切替え(1981年平均結果) (1980年国勢調査基準への切替え)	-4	-3	0	-1	0.0
1987年1月切替え(1986年平均結果) (1985年国勢調査基準への切替え)	+7	+4	0	+3	0.0
1992年1月切替え(1991年平均結果) (1990年国勢調査基準への切替え)	-11	-7	0	-4	0.0
1997年1月切替え(1996年平均結果) (1995年国勢調査基準への切替え)	+28	+17	+1	+10	0.0
2002年1月切替え(2001年平均結果) (2000年国勢調査基準への切替え)	-6	-4	0	-2	0.0
2007年1月切替え(2006年平均結果) (2005年国勢調査基準への切替え)	+6	-6	-1	+13	0.0
2012年1月切替え(2011年12月結果) (2010年国勢調査基準への切替え)	+69	+44	+1	+24	0.0
2017年1月切替え(2015年9月結果) (2015年国勢調査基準への切替え)	+35	+27	0	+7	0.0

(注1) 2007年から、推計人口の算出方法が変更されたため、2007年の推計人口の季節変動は2006年の推計人口の季節変動と異なっている。この影響により、2007年月次結果の基準人口の切替え等による変動分は月により異なる。

(注2) 2010年基準切替え(2012年1月~)については、2011年平均が東日本大震災の影響により岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果であることから、全国結果での変動分を参考とするため、2010年国勢調査基準(推計上の地域区分変更を含む)による2011年12月分について遡及結果と公表値との差を掲載している。

(3) 対象地域に関する注意点

ア 沖縄の本土復帰

沖縄の本土復帰に伴い、1972年7月以降、沖縄県も調査の範囲に含めたが、この調整は行っていない。1973年平均及び1972年7月から1973年12月までの数値は、沖縄県を含む結果と含まない結果との両方を公表しているため、前後の増減などの計算には注意を要する。

イ 東日本大震災の影響

(ア) 被災3県を除く結果

2011年3月に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県(以下「被災3県」という。)において調査の実施が一時困難

となった。このため、2011年3月から8月までの期間を含む全国及び東北地域の結果については、被災3県を除く44都道府県結果を公表し、さらに、時系列比較のため、2009年、2010年及び2012年についても、44都道府県の集計結果を公表している。

(イ) 補完推計値

上記(ア)のとおり、被災3県を除く結果を公表したが、「平成22年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(2011年9月22日統計委員会)において、「全国を対象とする基幹統計調査等については、調査対象地域の一部を除外するなど特別の取扱いをした場合、被災地の状況を踏まえて可能な限り補完的、補足的な調査や推計を行うなどの措置を講ずる必要がある」とされた。これを受け、労働力調査においても、主要な数値について、被災3県を含む全国結果の補完推計を行い、参考値(補完推計値)として算出し、統計局ホームページ(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/120424/index.htm>)において公表した。また、ホームページ及びe-Statの長期時系列データ並びに2013年以降の刊行物については、補完推計値を掲載している。

(4) 地域別結果に関する注意点

ア 基本集計の地域別結果

1982年10月から1983年1月にかけて行われた労働力調査の改正の際に、標本規模が拡大され、1983年第1四半期平均結果から10地域別(北海道、東北、南関東、北関東・甲信、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄)に四半期平均結果及び年平均結果の集計及び公表を開始した。さらに、2012年第1四半期平均結果から「九州・沖縄」地域を「九州」と「沖縄」に分割し、11地域別に集計及び公表を行っている。ただし、季節調整値については、従来どおり「九州・沖縄」を一つの地域として公表している。

なお、南関東及び近畿については、参考として1998年1月から月別の結果を公表している。ただし、これらの2地域の月別結果は標本の大きさが小さいことから、全国の月別結果に比べ結果精度が十分に確保できないため、結果の利用に当たっては注意を要する。

イ 詳細集計の地域別結果

2002年から2011年までは10地域別、2012年は11地域別に年齢階級、雇用形態別雇用者数の年平均結果を公表していた。

雇用形態別雇用者数を把握するための調査事項(勤め先における呼称)は、2012年までは、特定調査票において可能であったが、非正規雇用の実

態把握の迅速化の観点から、2013年の調査事項の変更時において、「勤め先における呼称」を把握する調査事項を特定調査票から基礎調査票へ移動した。

これにより、詳細集計の地域別結果と同様の結果を、基本集計で公表可能となったため、2013年以降、詳細集計の地域別結果は廃止した。

(5) 詳細集計と労働力調査特別調査の接続上の注意点

詳細集計は2002年1月から開始したが、2001年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注)}(労働力調査特別調査は2002年に労働力調査に統合し、現在に至っている)。

このため、詳細集計では、労働力調査特別調査と調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、労働力調査特別調査の結果まで遡って集計結果を比較することが可能である。

ただし、現時点の詳細集計と調査項目がほぼ同じ1984年2月の労働力調査特別調査から比較可能となる。

労働力調査(詳細集計)と労働力調査特別調査の主な相違点		
調査名	労働力調査(詳細集計)	労働力調査特別調査
調査時期	年	2002年～
	月	毎月実施
調査対象	基本集計(約4万世帯)の約4分の1の世帯(約1万世帯)を対象	約4万世帯を対象。ただし、8月調査は約3万世帯を対象
集計及び公表	四半期平均及び年平均を公表	調査月の単月結果を公表

(6) 詳細集計における2017年以前と2018年以降の接続上の注意点

第2章にあるとおり、詳細集計においては、2018年1～3月期から、「完全失業者」の求職活動期間(1週間)を1か月に拡大した「失業者」などの「未活用労働」を含む就業状態区分を導入した。これに伴い、2018年以降の「労働力人口」については、2017年までの「就業者」と「完全失業者」を合わせたものから、「就業者」と「失業者」を合わせたものとなった。

このため、「労働力人口」と「非労働力人口」という同一名称であっても、2017年以前と2018年以降では、定義が異なることに注意が必要である。なお、「就業者」及び「完全失業者」については、2017年以前と2018年以降で定義は同一であるため、そのまま接続可能である。

注) 労働力調査特別調査の変遷については、第9章参照

(7) 時系列データの利用に関する注意点

本章で述べているように、調査事項、集計項目の変更のほか、概念の定義などの改定により、長期に時系列データとして利用できる年次は結果項目ごとに異なる。また、産業（及び職業）別結果についても、産業分類（及び職業分類）の改定により、長期に正確な接続をすることはできないことに注意を要する（本章の2を参照）。

なお、主要項目については、ホームページ及び e-Stat に長期時系列データとして掲載している。

2 調査結果を見る際の注意点

(1) 基本集計と詳細集計の違い

ア 対象範囲

基本集計の集計対象には、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を含めているが、詳細集計では除いている。また、詳細集計では対象世帯数が基本集計の約4分の1になっている。詳細集計の算出においても、基本集計の男女、年齢階級、就業状態、従業上の地位、雇用形態別人口を基準とする比推定（詳しくは第7章参照）を用いているが、このように対象範囲が異なっていることから、基本集計と詳細集計の数値は必ずしも一致しない。

イ 就業状態区分（2018年以降）

第2章及び本章1(6)にあるとおり、詳細集計においては、2018年1～3月期から、「未活用労働」を含む就業状態区分を導入した。これに伴い、2017年以前の「労働力人口」は「就業者」と「完全失業者」を合わせたものであるが、2018年以降は「就業者」と「失業者」を合わせたものとなった。

このため、アの対象範囲の違いに加え、2018年以降の詳細集計と基本集計（及び2017年以前の詳細集計）で、「労働力人口」及び「非労働人口」の定義が異なる。

(2) 産業分類の取扱い

ア 分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、労働力調査の集計に用いる就業者の産業分類が改定される。改定ごとに可能な範囲で遡及データを整備しているが、改定による分類内容の変更の影響等により、長期の正確な遡及接続はできない点に注意が必要である。

日本標準産業分類の 改定回数及び時期	対応する労働力調査の 時系列データの範囲
第13回（2013年）	2002年～
第12回（2007年）	2002年～
第11回（2002年）	1998年～2009年
第10回（1993年）	1953年～2002年

改定内容、データ等の詳細は、下記 URL を参照されたい。

（産業分類別の結果）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sangyo.htm>

イ 日本郵政の分社・統合等

2007年10月1日に、日本郵政公社が日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険に民営・分社化されたことに伴い、産業分類間の移動（「複合サービス事業」から「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」への移動）及び従業者規模間の移動（「官公」から「500人以上」のうち「1000人以上」への移動）があった。さらに、2012年10月1日に郵便事業株式会社、郵便局株式会社が統合し、日本郵便株式会社となり、産業分類間の移動（主に「運輸業、郵便業」から「複合サービス業」への移動）があった。このため、以上に関連する産業、従業者規模別の時系列比較には注意を要する。

ウ 労働者派遣事業所の派遣社員に関する産業分類上の取扱い

労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣先の産業を調査しているが、2012年12月までは、派遣元事業所の産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類していた。このため、産業別の雇用者数や就業者数を2012年12月までの数値と比較する際には、補正を行う必要がある^{注1)}。

(3) 有期雇用契約者の把握

2013年1月から調査事項を変更し、「従業上の地位」の「常雇」を「常雇（有期の契約）」及び「常雇（無期の契約）」に分割した。しかしながら、従前に「臨時雇」と回答していた者が新たな調査票において、「常雇（有期の契約）」に回答したとみられる事例が多数あるため、2012年以前の数値との比較には注意が必要である^{注2)}。

注1) 2012年12月までの数値と比較する際の補正方法は、労働力調査の結果を見る際のポイント No. 17 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point17.pdf> を参照

注2) 詳細は労働力調査の結果を見る際のポイント No. 18 <https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point18.pdf> を参照

なお、以下(4)のとおり、2018年1月から雇用契約期間を直接把握することとしたため、「従業上の地位」の「常雇（有期の契約）」、「常雇（無期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の調査事項は廃止した。

(4) 雇用契約期間の把握

2018年1月から調査事項を変更し、「従業上の地位」について、雇用契約期間に基づき把握してきた「常雇（無期の契約）」、「常雇（有期の契約）」、「臨時雇」及び「日雇」の区分を廃止し、雇用契約期間について、「定めがない」、「1か月未満」、「1か月以上3か月以下」、「(雇用契約期間の定めがあるか) わからない」等のように、詳細に把握することとした。

調査票変更前の「従業上の地位」と変更後の「雇用契約期間」については、例えば、「従業上の地位」の「臨時雇」は雇用契約期間が1か月以上1年以下であるので、「雇用契約期間」の「1か月以上3か月以下」、「3か月超6か月以下」、「6か月超1年以下」の合計と対応するが、調査事項変更による影響とみられる時系列上の差異があることから、調査事項変更前後でこのような対応関係に基づいて、単純に時系列比較をすることはできない^{注)}。

(5) 季節調整値の年次改定

ア 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年1月結果公表時には、前年12月までのデータに基づき過去10年間の各年各月の季節指数及び季節調整値の再計算した数値を公表するとともに、当該年の各月の推計季節指数を計算している（例：2019年1月結果公表時には、2009年1月から2018年12月までの結果を遡及改定した。）。

なお、労働力調査年報には、改定後の数値を掲載している。

イ 季節調整値の計算は、1972年6月までは沖縄県を除く結果を、7月以降は沖縄県を含む結果を用いて行っている。

(6) 都道府県別結果（モデル推計値）の年次改定

都道府県別結果については、時系列回帰モデルを用いて推計した結果を参考として公表している（詳しくは第7章参照）。この時系列回帰モデルに用いるパラメーターは、前年12月までの結果を基に計算する。毎年、1～

注) 詳細は労働力調査の結果を見る際のポイント No. 19
<https://www.stat.go.jp/data/roudou/pdf/point19.pdf> を参照

第3章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

3月期平均結果の公表時には、新たな1年分の結果を追加してパラメーターの再計算を行うため、前年までの過去5年間の各四半期平均及び年平均結果を遡及改定している。